

総学庶第1387号 昭和45年10月30日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

（写送付先：文部大臣、国・公・私立各大学長、国立大学協会会長、公立大学協会会長、日本私立大学協会会長、日本私立大学連盟会長、私立大学懇話会会長、全国公立短期大学協会会長、日本私立短期大学協会会長）

大学改革について（勧告）

標記のことについて、本会議は大学問題特別委員会を設置して二年間にわたり、この問題の検討を続けてきましたが、第57回総会においてその意見がまとまりましたので、別紙のとおり勧告します。

別 紙

大学改革の基本問題についての原則的な考え方

昭和45年10月23日

日本学術会議第57回総会

太学改革は、今後のわが国の動向を定める重要な問題であり、長期的かつ総合的な計画を樹て、国民の合意に基づき慎重に実施しなければならぬ歴史的大事業である。これには現行法体系の改正をふくむことになるであろう。したがって、そのためにはまず大学改革にあたっての基本的な観点を確立する必要がある。以下の事項は新しい段階における大学改革がとりあつかわねばならぬ基本問題について、原則的な考え方のみとりまとめたものである。

(I) 大学進学率上昇に対応する基本的姿勢について

(A) 大学進学率の上昇をもたらした深部の原因是、科学・技術の全領域にわたる急速な発展と、それにもとづく社会構造の変化であって、産業における技術革新も、当然そのなかにふくまれる。このような社会の発展が学術研究水準と国民教育水準との双方の急速な上昇を要求するのであって、進学率の上昇と研究教育水準の向上とは、対立し、排除しあうものではなく、相互補強的である。したがって政府が科学技術の発展を促進していくためにも大学進学率の上昇にこたえ、大学および科学者の努力とも相まって多くの学生に最高度の教育を行ないうように、わが国大学教育の条件を積極的に整備することが必要である。

(説明)

(1) 大学進学率の上昇は深い原因にもとづいている。——第二次世界大戦の後、工業的に発展した国々では、多くの統計にも見られるように、1950年から1964年の間に大学生の数は倍加している。わが国では、戦前でも大学進学率は次第に増大しつつあったが、戦後、ほとんどの産業において急速度に進行した技術革新とともに、大学進学率は急激に上昇している。この急速な変化は、基本的には、戦後の科学技術のいちじるしい発展にもとづく社会構造の変化、すなわち、稠密化社会、情報化社会ともいわれるものが、それを支えかつ促進していくために、高度な知的能力をもつ人間を要求しているとみるべきものがある。国民

の知的 requirement の急速な上昇は、人間本来の知的 requirement が、このような社会的条件に対応して高度化したことを反映している。たとえそれが形式的な学歴偏重の要素を含むとしても基本的には正しい要求であることをみとめなければならない。世界的規模で見られるこのような情勢は、過去に見られた高等教育進学者率の急上昇にくらべても、かつて見られぬ人類史上の重大な社会的变化をあらわしているものと考えざるをえない。

- (2) 大学と科学者は社会にたいする重大な責務をもっている。——国民の多くが科学、技術の進展に呼応して大学への進学をめざしている重大な歴史的、社会的状況にたいし、大学と科学者は思いを新たにして、人間の尊厳を旨とする科学、技術の研究、教育のあり方を真剣かつ早急に検討する必要がある。本会議は各大学における大学改革の進行には、このような基本的姿勢が当然反映するものと期待する。
- (3) 政府はこれらの状態にたいし真剣に対応すべきである。——進学率の上昇をめぐるこれらの状態にたいし、政府が真剣に対応し、国民の要求に応えて最高度の教育機関を整備し、財政的にも国民を支援しなかったならば、今後の科学・技術の全面的な発展をさまたげ、民族と人類社会の発展をおさえる結果を生み出すおそれがある。またやや長期的にみれば、ますます革新の度合いを強めつつある産業の要求に応えられぬであろう。さらにこの傾向を検討するにあたって、戦前の大学生と中学生の比率を考え、その比率を大学生と大学院生との数の比率として再現すれば事足りりとするように、大学改革を考える傾向があるとすれば、それは科学・技術の発展がもたらした巨大な社会的变化を見おとすものというべきである。またたとえばアメリカのように国民の 30 ~ 40 % が大学教育を受ける状態が生れても教育過剰を意味するとは考えられない。
- (B) 大学進学率の上昇と科学・技術の発展は、学生の専攻の多様化、教育方法の多様化を必然的にもたらすものであり、これに対応するために大学は事実上多様化するものと考えられる。だがいかなる場合でも大学は、学生の人間性を豊かにし、創造的能力を発展させることを基本とするものであることを、政府は理解すべきであり、大学の多様化は、大学間格差の増大や職業教育偏重であってはならない。教員養成大学、短期大学、高等専門学校等の種別をも、この観点から再検討されることを要望する。

(説明)

- (1) 研究・教育の多様化は進展する。——科学・技術の発展は、学術の研究を細分化しあるいは境界領域の研究を発展させる。一方では、学生数の増大は、大学生の資質の多様化をもたらすことになる。したがって、学生の専攻はますます多様化する可能性をもつとともに、教育年限、教育方法の多様化をもたらす可能性がある。これらの点については、研究、教育の具体的な状況に応じて具体的な方法をとりうるような体制を考慮し、画一的かつ固定的な方法は改めるべきである。
- (2) 大学は創造的能力の涵養を基本とする。——大学は多様化しても、それは当面の職業教育に偏したりあるいは単なる高等常識の涵養に主眼をおくべきではない。科学技術の発展とそれに伴なう社会情勢の変化および技術革新の急速な今日においては、大学で学び得た知識がそのままで有効でありうる期間はますます短くなっている。さらに本質的には大学教育

によってあたえうる具体的な知識水準だけで充分ということは決してありえない。したがって、大学教育では、現段階の精練され、常識化した学問水準を教授するばかりでなく、学部・大学院のそれぞれの段階において、学問上の問題点と研究方法を教授し、学生が自ら考え表現する能力を養うように努力することが必要である。そのためには、カリキュラム編成によって自発的かつ多面的な思考能力の養成をはかるだけでなく、科学者的人間を尊重した研究教育の姿勢とたかい学問水準がもっとも重要となる。したがって、これを可能にする条件の整備は急務である。

(3) 生涯教育について——現在、科学・技術の急速な発展とともに、生涯教育の必要性はますます高まっている。したがって生涯教育はその具体的な方法をふくめて十分に検討されなければならないが、学生が卒業にさいして高い人間性と創造的能力をあたえられていてこそ、生涯教育も有効におこなわれるのである。この点からして大学においては、たんに精練され常識化した学問水準のみを教授し、短縮した修業年限をもって卒業させ、就職後一定期間を経て再教育を行なう方法は賛成しがたい。

(II) 大学における研究と教育の統一について

(A) 大学における教育は、大学が最高度の教育機関であるという本質的性格から、全体としての大学が最高度の学術研究と切り離されることは成り立たない。今日の状勢では、とくにこの点が重要である。研究組織と教育組織の具体的な在り方はさまざまその統一の仕方も多様であるがただ基本的には、研究の過程が同時に教育の過程でなければならない。大学はまた学術研究の中心として、他の研究機関では代替しえない性格を有している。したがって、政府は大学のすべての教員に対してその大学において研究活動と教育活動を統一的に行なううる条件を設定するために努力しなければならない。

(説明)

(1) 大学教育から最高の学術研究を切りはなすことはできない。——最高の教育機関としての大学がその卒業生に対して求めるものは、豊かな人間性と在学中に修得した体系的知識を現実に適用しうる能力を有するにとどまらず、それを基礎として既修の知識を批判的に再構成し、豊富にしていく創造的能力を身につけることだといえるであろう。これはその学生が狭い意味での研究者になるか否かを問わず、原則的にはすべての学生に要求されることである。しかし、博士、修士、学士のそれぞれの課程および専攻分野によって、その能力を身につける方法は多様でなければならない。

そして学生にこのような能力を育てあげるには、いずれの課程にあっても既成の知識の一方的伝達とか、演習問題の解法の習熟などのみの教育ではきわめて不十分なことは明白である。大学における教育は、研究的手法と批判的能力を育成することにより、既存の知識体系にせよ、社会体制にせよ、すべての既成の権威に対しても批判的検討をなしうるものでなければならない。それにより創造的研究が生れるよう、教育者はつとめるべきである。そのためには、大学において最高の学術研究、つまり創造的研究が行なわれ、学問・思想の自由が保障され民主的な大学の運営方法が確立していかなければならない。したがってこれを保障する大学の自治は社会と対立するものではなく、社会発展の手段なのである。なお、このばあい

研究の場との不斷の接触は専門教育に限られることなく、一般教育においても必要とされるものである。

(2) 大学教育には、学生の自主的かつ積極的な参加が必要である。——大学の使命を以上のように考えたばあい、大学教育には学生を自主的かつ積極的に教育に参加させる必要が生れる。そのために学生を研究の場に接触させるということは、必ずしも研究の一端に従事させることではなく、学術研究が行なわれている実態にふれさせ、自發的な勉学の意欲をわきたたせるということである。このことは、とくに学部教育について強調されなければならない。さらにまた素朴ではあっても清新な観点から、直接あるいは間接に、問題提起が学生からも行なわれることによって既存の学問体系に対する批判的検討が常に行なわれることにも大学教育の本質的特徴がある。

(3) 大学における学術研究の特性。——大学における学術研究は、その研究が外から与えられた特定の目的に従属せず、研究者の自主性によって行なわれる必要がある。科学・技術の進展が急速であればあるほど目前の必要にとらわれない。長期的で広汎な、自主的展望がつよく要求される。だがこれはもちろん、大学外からの要請を否定することであってはならない。

更に大学においては各種の分野の研究者が相互に日常的に接触しうる条件が与えられていることから、新しい研究の芽を育てることができ。したがって諸科学が有機的に関連し、かつ調和のとれた発展をするために、ことに基礎的な学術研究の発展にとって、大学は最適の場となっている。しかし他方で大学が、自主的に大学外と接触することによって、学問の新しい分野の発展を図ることも重要である。このような大学の性格から見て、研究者の養成には、大学が基幹となねばならない。

くわえて、現在とくに急速な科学技術の進展に対応するため流動研究員制度の拡充、強化や、さきに本会議が勧告した研究休暇制度（Sabbatical year）の実現は急務である。

(4) 学術研究は少数の大学に限定すべきでない。——大学における研究においては、研究者の自主性にもとづく多様性が基本的に重要であるから、大学間に特色ではなくて格差をつくり、少数の限定された大学においてのみの研究を行なわせるような構想はその本質的特性を失わせるばかりでなく、大学教育をも破壊するものといえよう。

(B) 科学の発展に伴って、諸科学の分野、とくに巨大科学や総合的な科学的研究にかかる分野等においては、その研究を個別大学の枠内で行なうことが困難な場合も生じている。このような場合に政府はさきに本会議が勧告した共同研究所の体制を原則として確立すべきであり、あるいはその分野の研究者の大部分の合意による研究の管理運営体制を尊重することが望ましい。

（説明）

基本的な学術研究の本質は過去の成果として獲得された既存の学問体系をのりこえるところに存在する。したがって基礎的研究は大学において行なわれることが望ましい。しかし、規模その他の理由で制度的に個別大学から一應独立した基礎的研究機関を創設する必要にせまられることがある。このような場合に対して、すでに本会議は、共同研究所を勧告しており、また特定分野については、その分野の研究者の大多数の合意による成案も見られているので、それらを尊重することがのぞましい。なおそのような研究機関で研究が行なわれるば

あいには、その研究は関連した研究教育が行なわれている大学に同種類の講座が設けられていることが必要である。

またこのような機関では、研究者養成のための教育的機能をもつことも考慮されるべき問題である。

なおこれらに類似する問題として共同利用図書館の設立も検討すべき事項となっている。とくに、一方で国立国会図書館が、研究図書館としてはきわめて限定された能力しかもたないこと、他方で図書館を国公私立の大学全体の共同利用機関とするのは、制度上比較的容易であることからすくなくともイギリスの National Central Library のごときものを、至急検討することが望ましい。

(Ⅲ) 「学生参加」にたいする基本的態度について

大学における学生は、憲法の保障する基本的人権の趣旨にもとづき大学の重要な構成要素として、大学教育に自主的かつ積極的に参加すべきものである。したがって学生は、責任と義務をもって大学の意思決定にたいし、問題に応じて適切な形で参加する必要がある。その具体的な方法の制度化は、各大学の実状と問題の性質にもとづいて具体的に検討されなければならない。だがいかなるばあいでも、学生参加には、学生自治組織の側に、全学生に基盤をおいた民主主義的ルールと責任体制の確立が、不可欠な条件である。したがって政府は、以上の点を考慮したうえで、大学が学生参加をみとめ所定の手続きによって決定した事項については、その決定を尊重しなければならない。

(説明)

この問題についての本会議の見解は第53回総会において採択された「大学問題について」の勧告のとおりである。

(Ⅳ) 大学の適正規模について

近年の著しい学問の発達、分化と大学進学率の上昇に対して大学は今まで主としてその規模の拡大、特に受講学生定員数の増加を以て対処させられてきたが、大学といえども組織体である以上、それが適正規模の範囲内で管理、運営されるべきことはいうまでもない。したがって今後は、政府は各大学が常にその適正規模の範囲内に止まることができるよう、過小規模の大学の拡充とともに、一部の過大規模大学の縮少を実行し、大学の数の増大を図り、それに要する物的ならびに人的条件の充実に格段の継続的努力を払う必要がある。

(説明)

(1) 大学の規模は教育、研究、管理の三点から検討しうる。——現在すでにわが国の国公立および私立大学の中、若干のものについては、その規模が余りにも大きくなり過ぎたという意見がしばしば聞かれる。またこれとは反対に、例えば単科大学や地方大学の特定学科等においては過小規模の実例が見られる。

もとより最高度の教育・研究機関である大学の適正規模を軍隊、官庁、企業と同様に一律かつ定量的に割切ることは困難である。だがそれにもかかわらず、校地、校舎の面からの分析は措くとしても、教育、研究、管理の三点から検討することが可能である。

(2) 教育機関としての大学の規模 ——先ず最高の教育機関としての見地から大学の規模の問題

を考える場合には、まず教室内における講義の形式によって、体系的な学理の教育を受ける際の学生の定員数、特定の専門学科に必要な講座数、セミナー、演習、研究論文等による個別指導において、一人の教員の負担可能な学生数等が算定の基礎となる。

講義形式による教育に際しても、教育はあくまでも教員と学生との間の人格的接觸を通じて、初めてその実効をあげることが期待される。

近年発達しつつある種々の教育工学的手段は、トレーニングを中心とするものは別として、あくまでも補助手段として一定の定員数の学生に対する教育効率を向上する目的に使用されるべきである。講義形式による受講学生の定員数は専攻学問の種類によってある程度の差異はあるとしても40～50名程度を中心に最大100名以内に止めるのが妥当である。

昭和43年度の文部省調査資料によれば、教員（学長、助手をのぞく）一人当たり学生数は国立大学では13.4人、私立大学では39.7人となっているが、この国立大学の数字といえどもなお過大とすら考えられるので、一大学への収容学生の減少および教員数の増加による大学教員一人当たり学生数の減少への努力を続けることが必要である。

(3) 研究機関としての大学 —— 最高度の研究機関としての見地から大学の規模の問題を考えた場合、今後情報連絡の手段が極度に発達した場合を想定しても、なお大学の規模が大きく地理的に近接した地域内に異なった分野の最高度の研究室が数多く存在することは、研究者相互間の人間的接觸をつよめることによって、総合研究および境界領域の研究を進めるためにも極めて恵まれた環境となる。これに反し、その規模が小さい場合には研究機関としての機能發揮上極めて不利な条件に置かれることになる。即ち研究遂行の面からは過大人間集団内における人間関係の稀薄化によるマイナス面はあるとしても大学の規模拡大による利便は概ね「多々益辯」的に増大するものと考えられる。

しかし、規模の利益を実現するには、単位規模の拡大ではなく、独立した研究諸単位の連携によっても実現しうるものであるから、教育面あるいは、管理面から見た適正規模を主として考えねばならない。

(4) 管理面から見た規模 —— その研究・教育の管理運営の面における意志決定と執行との見地から大学の適正規模が考えられる。

上述のように、研究および教育の実施面の要請から、教員数は年々増加の傾向にあり、さらに他方において教授会構成員の範囲は、それぞれの大学、学部の条件に従って若干異なるとはいえ、助教授、講師、助手等をも含む方向に拡大されるべきものとされている。

したがって一方ではこの拡大される教授会の運営方法の合理化に努力するとともに、他方では、教授会の規模したがって学部の規模を適正な限度内に止める努力をすることが必要となる。

一般に一つの会議体が有効かつ民主的に意思決定をなし得る適正員数の限度は40～50人のあたりにあるといわれている。この数字を基礎として、これから学部の講座もしくは研究室の適正数が算出され、さらに必要な教職員数および収容可能な学生数など、学部全体の適正規模を想定することができる。

次に一大学に含まれる学部・付置研究所・病院等の総数の適正化については、評議会等大学の最

高意思決定機関の運営上の適正員数およびこれらの部局の地理的な分散状態等を勘案して慎重に考慮決定されなければならず、特にこの場合には情報の伝達ならびに決定事項の執行可能な限界、即ち管理統制力の及ぶ限界について賢明な判断が必要となる。

政府は、国公立たると私立たるとを問わず、大学、学部の規模を上述の適正限度内に收めるよう必要な万般の施策を実施すべきであり、特に、私立大学についてはその学生定員が私学経営上の見地から定められるような状態を避けることが出来るよう必要な物的条件および人的条件の充実のためには、飛躍的な財政支出を躊躇してはならない。

(V) 大学間の人事交流を促進する必要性とその条件整備について

大学における人事の閉鎖性を打破し、かつ、教員相互間および教員学生間の多面的な人間的接触を創出するには、全大学を一体とみなして、そのなかでの国公私立大学をふくめて人事交流を促進しなければならない。したがって政府は、大学教員の自発的流動性を高め、年間10%程度の移動率を目指としたうえ、そのために必要な条件整備を、積極的に検討することがのぞましい。

(説明)

その条件にはつぎの事項が考えられる。

1. 国公私立をふくめて大学間の研究教育条件の格差を解消し、教員の教育研究活動が、どの大学においても十分におこなえるようにすること。これはひいては現在の入学試験に伴う弊害を除去するうえにも大きく役立つであろう。
2. 各教員が、赴任先においても勤務に支障をきたさないようにするために、移動に際しては、研究上の施設設備品等の移管や予算の臨時増額によって便宜をはかること。
3. 住宅その他の生活条件が、移動によって低下しないように保障すること。
4. 移動を奨励するために、移動による特別昇給を可能にすること。
5. 各教員が約10年程度で移動するばあいに生じる需給のアンバランスを調整するため、その調整機能をもつ機関を設置することや、人事情報の公開等をも検討することが必要となろう。
6. 上記のような体制が整備されるまでの暫定的措置として現行の流動研究員および内地留学の制度を拡充して、教員の一学期または一学年にわたる遠隔地出張講義を可能ならしめ、これによって現行の集中講義制度を廃止し、兼任非常勤講師制度も、原則として廃止する方向で検討することがのぞましい。
7. なお身分制および号俸制の再検討は人事交流との関連においても必要である。

(VI) 全国大学の連合体について

わが国の大学はきわめて不均等かつ複雑な構成をもっているが大学とは、全体としての大学集団をも意味しているのである。したがって重大な歴史的任務をもつ各大学は相互に連繫交流を行ない同時に国民諸階層との意見交流をも行ないながら、その教育について直接国民に責任を負う体制を確立することが今日とくに必要である。政府はこのような活動を積極的に支持することが望ましい。

(説明)

大学間の種々な連合の結成については、従来このような努力が不十分であった。大学間の実質的機能をもった提携連絡は、大いに促進さるべきであり、それによって、大学は相互に開か

れたものとなるべきである。この点、特にアメリカに発達した各種の大学連合が参考になる。

現在、大学をめぐる状勢は、大学にたいして、本来の大学の理念を新しい段階に即応して活かすことをせまっている。このさい、大学連合は、大学間の相互援助・相互批判によって、研究、教育の促進向上を積極的に推進すべきである。だが、そのためにもまた、国民各層に接して、その大学への批判や要望を聴く場ともなるべきであろう。大学間の協力としては、研究教育の共同化、その条件の有無相通を目的とするもの、学習単位の流通性、図書館の相互公開研究情報の交換などがさしあたって考えられよう。いずれにしてもこの連合は、大学改革の問題のみでなく、地域の問題の解決のための協力の場ともなり、ひいては人事交流をしやすくさせ、また入学試験の共同処理、卒業ないし特定課程の修了資格の共同認定などへの道を開くことにもなろう。

もちろん、特定の機能については、国・公・私立の別なく共同処理されてさしつかえない。また大学連合は単一である必要はないであろう。連合の目的により、各大学の方針により地域により、研究、教育の分野により、諸種の連合が存在してよい。

(Ⅳ) 大学財政委員会(仮称)について

大学がその社会的役割を果たすためには、大学構成員の学問・思想の自由が根本的に重要であり、それを保障するための大学の自治が、大学を大學たらしめる不可欠の要件である。

したがって政府は、大学にたいしては、「支持して統制せず」の態度をとることが必要である。くわえて、本勧告がしめすような大学改革を実施するために、各省庁から高い独立性をもつ大学財政委員会(仮称)の設立を検討されることを要望する。

(説明)

(1) 大学には財政自主権の確立が必要である。——従来、国公立大学には財政自主権がなく、私立大学には、財政援助がほとんど見られぬことが、大学自治を形骸化し大学改革をさまたげた大きな原因であった。政府が「支持して統制せず」ということは、大学の財政自主権の確立を意味する。

大学の財政自主権を確立するには、公私立大学をふくめて国全体の大学予算と、その各大学への配分とが合理的に決定され、個々の大学は、配分された予算を自由に使用することができるよう会計法規も大学財政には特例を認めねばならない。

(2) 大学予算の決定機構を改革する必要がある。——国全体の大学予算を作成し、各大学に配分する権限をもつ機関の創設が考慮されなければならない。この機関は、学術の長期計画——日本学術会議の5ヶ年計画のごとき——を基礎としながら、大学における研究・教育についての計画を具体化する機能をもつことになるから極めて重要な役割をになうものである。

それは各省庁から高い独立性をもつ大学財政委員会(仮称)とし、事務局を有するものとするのが適当であろう。事務局は科学技術財政の有能な専門家によって構成されなければならない。

委員会の構成は、科学諸分野の意思を代表するもの、大学の意思を代表するものを主とし、これに国民諸階層の利益を代表するもの、すなわち、文化、産業、労働界などの代表者を加えるべきであろう。政府ならびに国会代表者が ex officio で参加することは当然考えられる。

(3) 私立大学への助成をさらに進めるべきである。——大幅な国費の助成がなければ、私立大学は、大学の名に値する研究教育の機関として存続することは不可能である。従来の“振興”的概念を脱却した抜本的再考が必要である。

私学助成の原理は、教育をうける権利の平等を保障することにあるべきである。同時に、私学教員の受益者は学生またはその父兄のみでなく、社会全体であるとの考え方立つべきである。教育一人当たり学生数の減少、学生の学費負担の軽減、教職員の待遇の改善、研究、教育条件の向上は目下の急務である。

これを適切に行なうには、学部の種類、大学の規模等に応じて、基準経費を算出し、それを基礎として国費を交付せねばならない。

私学への国費の補助も、当然現在のあり方を修正し、前述の大学財政委員会（仮称）の機能に包含されることになる。

(4) このような大学財政委員会（仮称）は、大学改革実施のために必要である。——このような委員会は、たんに現在の学術行政の手なおしにとどまらず、本勧告がしめすような大学改革の実施のためにも必要である。つまり大学進学率上昇の必然性をみとめ、教員一人あたりの学生数ができるだけ少なくしかつそれぞれの大学において、基本的には最高度の学術研究を可能にするような大学改革を行うことは、国民的な歴史的大事業である。具体的には、現在約130万人の学生に対して、現在の国立大学の比率で13.4人に1人の教員（学長、助手を除く）を置けば、約4万5千人の教員を約10万人に増員することが必要となり、したがって学生が200万人となれば約15万人が必要となる。学長、助手を含めると4年制大学だけで約20万人となるであろう。それに要する施設および運営費等も巨大になる。したがって、これを実施するためには、長期的かつ総合的な計画をたて、しかも飛躍的な財政支出を行わねばならない。そのためには、全大学および科学者が国民諸階層との意見交流にもとづいて考慮した総意をあつめるとともに、国民全体の意思を結集しながらその任務を果すような行政組織が必要となる。そのためにも、ここに掲げた委員会のあり方が、もっとも適當なものであると判断される。

(5) 日本の学生数は、増加率は最大であるが人口比率ではアメリカ、ソ連にはるかにおよばずそのうえ、フランスの数字が高等師範学校等の重要な高等研究教育機関を含まないのに対し、日本のそれが、注(3)のように広範な内容をもつことを考えれば、実質的には、日本はフランスにもおよばないのである。ドイツ、イギリスについても同様にして、日本と比較すべき数字は、この表よりも大きいことになる。

添付資料

各国大学生数変化、人口比、及び1950年次を基準とした年次指數

		1950	1955	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
イギリス	1	853	852	1077	1131	1184	1258	1264	1686	1848	1994	2120
	2	1.68	1.67	2.05	2.14	2.22	2.34	2.33	3.10	3.38	3.62	3.83
	3	100	99.9	126.3	132.6	138.8	147.5	148.2	197.7	21.6	23.8	24.85
西ドイツ	1	1125	1297	2061	2207	2332	2425	2485	2532	2651	2712	2786
	2	236	258	387	409	426	437	443	447	461	470	480
	3	100	115.3	183.2	196.2	2073	215.6	220.9	225.1	23.56	24.11	247.6
フランス	1	1396	1522	2147	2448	2882	3263	3677	4138	4595	5140	5930
	2	333	354	475	533	600	6.82	7.59	84.6	93.0	103.1	110.8
	3	100	109.0	153.8	175.4	202.1	233.7	263.4	296.4	329.2	368.2	424.8
アメリカ	1	26520	26600	35830		4800.3	5320.3	5967.4	6438.5	6963.7	7571.6	
	2	1753	1606	1991		2534	2769	3068	3270	3497	3764	
	3	100	100.0	134.7		180.5	200.1	224.4	242.1	261.9	284.8	
ソ連	1	12474		23961				3860.6	4123.2	4310.9		
	2	646		1125				1686	1769	1830		
	3	100		1921				3095	3305	3457		
日本本邦	1	2361	5911	7003	7542	828.9	915.8	970.4	1074.6	1226.7	1384.3	1514.2
	2	2.85	6.66	7.51	8.02	8.73	9.55	10.04	10.98	12.41	13.85	14.98
	3	100	2504	2966	3124	3511	3879	4110	4551	5196	5863	6413

(1) 各国とも

1 学生数(単位千人)

2 人口100人中に占める割合

3 1950年次学生数を100とした場合の指數を表わす。

(2) イギリス、フランス、ドイツは教員養成機関学生を含まない。

アメリカ、ソ連は、大学、カレッジ相当の高等教育機関在学生をすべて含んでいる。

ドイツの学生数で△印をつけたものは夏学期登録学生数、他は冬学期のものによる。

(3) 日本の学生数について

1950年次は大学部、大学院短大本科在学生

1955、1960も同様

1961年次より国立工業教員養成所学生

1962年次より高等専門学校学生

1963年次より国立養護教諭養成所学生

をそれぞれ加えての合計である。

(4) 資料：国立教育研究所「高等教育総合研究・中間資料」M.1～5
(昭. 44) を基礎とし、1967. 68年次を各國公式統計に
より補ったものである。